

静岡県告示第155号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条第1号の規定により、指定養育医療機関である清水市民薬局から指定事項の変更について次のとおり届出があったので、母子保健法施行細則第4条の規定に基づき告示する。

令和6年3月8日

静岡県知事 川勝平太

	変更前	変更後	変更年月日
開設者	代表取締役 太田 伊則	代表取締役 小鷹 和美	令和6年1月1日